

県土整備委員会会議記録

県土整備委員長 及川 幸子

- 1 日時
平成 18 年 12 月 7 日（木曜日）
午前 10 時 3 分開会、午前 10 時 45 分散会
- 2 場所
第 4 委員会室
- 3 出席委員
及川幸子委員長、工藤勝子副委員長、伊藤勢至委員、阿部敏雄委員、新居田弘文委員、
関根敏伸委員、菊池勲委員、柳村岩見委員、高橋雪文委員、伊沢昌弘委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
菊池担当書記、二宮担当書記、高橋併任書記、大越併任書記
- 6 説明のため出席した者
西畑県土整備部長、橋場県土整備企画室長、渡部道路都市担当技監、
沖河川港湾担当技監、渡邊県土整備企画室企画担当課長、
早野県土整備企画室管理担当課長、中田建設技術振興課総括課長、
日野建設技術振興課技術企画指導担当課長、佐藤道路建設課総括課長、
沼崎道路建設課農林道担当課長、中野道路環境課総括課長、沖野河川課総括課長、
水野河川課河川開発担当課長、野中砂防災課総括課長、深澤都市計画課総括課長、
大矢都市計画課まちづくり担当課長、佐藤下水環境課総括課長、
澤口建築住宅課総括課長、鈴木建築住宅課建築指導担当課長、
金田建築住宅課営繕担当課長、高橋港湾空港課総括課長
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
 - (1) 議案
 - ア 議案第 1 号 平成 18 年度岩手県一般会計補正予算（第 3 号）
 - イ 議案第 16 号 訴えの提起に関し議決を求めることについて
 - ウ 議案第 17 号 和解の申立てに関し議決を求めることについて
 - (2) その他
次回の委員会運営について

9 議事の内容

○及川幸子委員長 おはようございます。ただいまから県土整備委員会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

これより県土整備部関係の議案の審査を行います。

議案第1号平成18年度岩手県一般会計補正予算第3号中、第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第6款農林水産業費第3項農地費第2目土地改良費のうち県土整備部関係、第3目農地防災事業費のうち県土整備部関係、第4項林業費のうち第6目林道費、第5項水産業費第11目漁港漁場整備費のうち県土整備部関係、第8款土木費及び第11款災害復旧費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○橋場県土整備企画室長 議案第1号平成18年度岩手県一般会計補正予算第3号中、県土整備部関係の歳出予算について御説明申し上げます。議案その1の4ページをお開き願います。

6款農林水産業費は4,920万8,000円の減額であります。農林水産部の所管を除きまして3,090万4,000円の減額補正であります。

8款土木費は、1項土木管理費から6項住宅費までの計717万8,000円の減額補正であります。

次のページの11款災害復旧費は、24万8,000円の増額補正であります。あわせて、県土整備部関係の12月補正予算額は3,783万4,000円の減額補正であります。この補正の内容は、給料、職員手当等にかかる年間の過不足額の調整に伴う県土整備部の職員の給与費であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○及川幸子委員長 御苦労様です。ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

○伊沢昌弘委員 減額補正の分ですけれども、きのう本会議でもいろいろ質問が出ていたのですが、人員の異動、いわゆる所管の人の異動にかかわるものがありますよと、こういうことで総括的なお話があったのですが、土木関係で今御提起のあった部分で職員の異動があったのか、その辺について教えてください。当初見込んだものなのか。

○橋場県土整備企画室長 今回の補正につきましては、農林水産業費が減っているというのが特徴というか、今回のものになると思います。実は、これは事業の一元化に伴うもので、昨年度から大きく違うところであります。

それで、総体の職員数であります。当初予算で計上した際の人員については854名であります。それから、今回補正に伴いまして現員を把握しているわけですが、この数字が857名。全体で3名の増員であります。人員的にはそういうふうなことでございます。

○及川幸子委員長 ほかに質疑はありますか。

(「なし。」と呼ぶ者あり。)

○及川幸子委員長 ほかになれば、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり。)

○及川幸子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり。)

○及川幸子委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 16 号訴えの提起に関し議決を求めることについて及び議案第 17 号和解の申立てに関し議決を求めることについての、以上 2 件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○澤口建築住宅課総括課長 議案第 16 号訴えの提起に関し議決を求めることについて及び議案第 17 号和解の申立てに関し議決を求めることについてを一括して御説明申し上げます。

初めに、お手元に配付してございます資料の議案第 16 号、第 17 号関係資料を御覧いただきたいと思っております。この資料にありますとおり、訴えの提起及び起訴前の和解は、県営住宅家賃を長期に滞納している者を対象として行う法的措置でございます。

法的措置のうち、訴えの提起は、滞納月が 12 カ月を超え、かつ滞納額が 50 万円を超える滞納がある者及び広域振興局等の土木部長が特に法的措置が必要と認めた者で誠意ある対応のない、特に悪質な者に対し行おうとするものでございます。

また、起訴前の和解は、滞納延べ月が 6 カ月を超え、または滞納額が 20 万円を超える滞納家賃があるが、誠意を持って分割納入の意思を示している者に対し行おうとするものでございます。県といたしましては、滞納者に対し、繰り返し督促や滞納家賃納入指導等を行いまして、生活状況に応じて家賃減免も行ってまいりましたが、県営住宅に係る家賃滞納額及び家賃滞納者が増加している状況にあることから、これを防止すべく長期にわたり家賃を滞納している者に対し法的措置を実施し、適正な住宅の管理に努めるものでございます。

今回法的措置を行おうとするにつきましては、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

議案その 2、38 ページを御覧いただきたいと思っております。議案第 16 号訴えの提起に関し議決を求めることについてでございますが、県営住宅入居者であって、家賃滞納者のうち、滞納延べ月数が 12 カ月を超え、かつ滞納家賃額が 50 万円を超える者及び広域振興局等土木部長が、特に法的措置が必要と認めた者のうち、県がこれまで繰り返し行った納入について

の指導や督促に応じることなく、加えて住宅の明け渡し請求に応じない10名の者について、訴えの提起をしようとするものでございます。

なお、広域振興局等土木部長が特に法的措置を認めた者は、10名のうち2名でございます。1名は県営住宅を放置し、住居を変えているため、このままでは滞納家賃が無駄に増えることから、住宅の明け渡しを請求したものでございます。

また、もう一名は、連帯保証人が2月に滞納家賃を全額納入しておりますが、その後も家賃を滞納し、指導や督促に応じず、滞納額が増加していることから、住宅の明け渡しを請求したものでございます。

1、事件の名称でございますが、県営住宅の明け渡し及び滞納家賃等支払い請求事件であります。2、原告及び被告についてでございますが、原告は岩手県、被告は県営備後第1アパート入居者、〇〇〇〇ほか9名であります。3、事件の内容及び訴えの趣旨でございますが、各被告に対し、県営住宅の明け渡し並びに滞納家賃等及び県営住宅等条例第32条第3項の規定により支払うべき金銭の支払いに関し、県と各被告との間に紛争が生じており、その支払い等を求めるものでございます。

なお、県営住宅等条例第32条第3項の規定により支払うべき金銭と申しますのは、住宅の明け渡しを指定した日の翌日から明け渡しの日までの期間において、家賃にかわり支払うべき金銭であります。

また、議案にあります各被告の家賃等滞納額でございますが、平成18年10月6日時点で、〇〇〇〇は家賃〇〇月分で〇〇万円余、〇〇〇〇は家賃〇〇月分で〇〇万円余、〇〇〇〇は家賃〇〇月分で〇〇万円余、〇〇〇〇は家賃〇〇月分で〇〇万円余、〇〇〇〇は家賃〇〇月分で〇〇万円余、〇〇〇〇は家賃等〇〇月分で〇〇万円余、〇〇〇〇は家賃等〇〇月分で〇〇万円余、〇〇〇〇は家賃等〇〇月分で〇〇万円余、〇〇〇〇は家賃等〇〇月分で〇〇万円余となっております。

訴えの原因であります。各被告は、いずれも県営住宅の家賃等を長期にわたり滞納し及びその支払いに応じず並びに県営住宅等条例第32条第1項の規定に基づく明け渡し請求及び同条第3項の規定により支払うべき金銭の支払いに応じないものであります。

訴訟遂行の方針でございますが、裁判の結果、必要がある場合は上訴するものであります。

また、訴訟において和解が適当であると認められる場合には、相当の条件でこれに応じようとするものであります。

続きまして、議案その2の40ページをお開き願います。議案第17号和解の申立てに関し議決を求めることについてでございますが、これは県営住宅入居者であって、滞納延べ月数が6カ月を超え、または滞納家賃額が20万円を超える滞納家賃がある者のうち、滞納家賃等にかかる分割納入の意思がある者と県とが簡易裁判所に出頭し、起訴前の和解をしようとするものでございます。

和解により、入居者から計画的な滞納家賃等の納入が約束されることから、入居者は引き続き住宅へ居住できますが、仮に納入を怠ることがあれば、訴えの提起を行わずに家賃等の

支払いや住宅の明け渡しについて強制執行が可能となるものでございます。

1、申立人及び申し立ての相手方でございますが、申立人は岩手県。申し立ての相手方は、県営岩脇緑が丘アパート入居者、〇〇〇〇ほか15名であります。

なお、〇番目に記載の〇〇〇〇、〇〇〇〇でございますが、入居名義人である〇〇〇〇が、現在県営住宅に入居しておらず、その〇が住宅を占有していることから、民法761条が規定する日常家事債務の連帯責任を根拠として、〇〇〇である〇〇〇〇をも相手とするものでございます。

2、和解の申し立ての趣旨及び原因でございますが、相手方はいずれも県営住宅の家賃等を長期に滞納しているものであり、滞納家賃等の支払い義務があることを認め、和解の意思があることから、県といたしましても滞納家賃等を分割して支払うことで和解をしようとするものでございます。

なお、和解をしようとする各相手方の滞納額につきましては、10月6日現在で、少ない者で23万円余、多い者で77万円余となっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○及川幸子委員長 御苦労様です。ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○新居田弘文委員 お聞きします。議案第16号の今回の訴えを起こす相手方、それぞれ説明がございましたけれども、今までも何回か、毎年あるいは年に2回ぐらいこういう議案が出てきますね。今までで、こういう訴えを起こしたことによって明け渡しとか、執行された状況などについてちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それから、前にも質問したのですが、こういう方々が全部当てはまるかどうかわかりませんが、県税とか、あるいは市町村の水道料金だとかさまざま、盛岡でも水道はありますが、そういう市町村の、いわば公的な負担についての支払い状況はどうでしょうかということ質問した記憶があるのですが、もしわかっていれば、特に県税関係、その辺はどうなっていますか。

それから、訴訟遂行の方針の中で、(2)にある相当の条件で応じるということですが、この相当の条件ということは、全額を幾らか割り引きするとか、和解で相手方にも、こちらで何か考えるという趣旨なのかどうか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○澤口建築住宅課総括課長 最初の、今までの訴訟の結果でございますが、昨年度は10件議決いただきまして、訴訟を続けております。昨年の例で申しますと、3名は訴訟後に和解してございます。それから、残りの7名全部勝訴しておりますけれども、そのうち4名は自主退去しており、残りの3名が、現在強制退去する方向で事務処理を進めてございます。

それから、2番目の県税等の関係でございますが、県税等につきましては、ほかの料金も滞納しているものではないかということがございますが、県税と県営住宅使用料には相違がございます。基本的には県税は地方税法に基づき徴税吏員が徴収に当たるということになって、その権限は、県税賦課のため調査、滞納処分のための権限を有するということになっておりますけれども、県営住宅使用料徴収には権限を持たない職員が納入指導に当た

っているということがございます。

したがって、実際には県税は強制執行が可能でございますけれども、県営住宅では指導をしながら、実際に和解や訴訟で法的措置を最後に通じて持っていくというような形で進めてございます。

したがって、個人情報保護とかいろんな問題がございますので、県が同一債権者だからということで、滞納者の情報を他部局に提供するとか、そういうことは住民に不利益を及ぼすおそれがあるということから、現在のところはそういう取り扱いはしてございません。

それから、和解の条件につきましては、訴訟の和解の条件というのは、おまけするとか、そういうことではなくて、相手が和解と同じように分割して納入の意思を示すということで和解をしてございます。

○新居田弘文委員 最初に説明がありましたように、確かに個人情報、その他についてはわかるのですが、市町村によっては組織も小さいということがありますから、こういうものの滞納整理対策室等を設置して、いろいろな各部局といたしますか、各担当の部分の情報収集しながらやっている市町村も実はあるのです。ただ、今ですと、ここでは発表する必要はありませんけれども、その辺はきちんとお互い連携をしながら、確かに法律的には別なのですけれども、いずれ同じ債権者、あるいは債務者ですから、それをきちっとやらないと、せっかく県民の皆さんの税金を使った建物が、しかも低廉な家賃でお貸ししているというふうな状況もありますから、やっぱり公平性からいっても、ちょっとその辺は取り組む必要があるのではないかなと思います。その辺について、今後の対応、あればお聞かせいただきたいと思えます。

○澤口建築住宅課総括課長 それでは、実際県税とか、関係部署と協議いたしまして、実際にそれが可能であるかどうか、そこら辺を詰めた上で検討してまいりたいというふうに思えます。

○伊沢昌弘委員 前にお聞きすればよかったのですが、議案第16号、議案第17号、提起をしてやるわけですが、費用的にはどのぐらいかかるものなんでしょうか。

○澤口建築住宅課総括課長 裁判、提訴に関しましては、1件当たり大体50万円強でございます。弁護士費用、提訴費用を含めまして、大体50万円強でございます。

それから、和解に関しましては1万円弱で和解が・・・

○及川幸子委員長 1件ですね。1人当たりですね。

○澤口建築住宅課総括課長 1件です。

○伊沢昌弘委員 例えば議案第16号の70万円とか50万円とか、これでもって結審しますね。そうすると、その費用も相手方に付加されるわけでしょう。そういうことにはならないのですか。50万円というのは県が払って、50万円をいただくということなんでしょうか。その辺をちょっとお伺いします。

○澤口建築住宅課総括課長 弁護士費用、裁判費用は県が支払ってございます。したがって、御指摘のとおり、裁判費用と同額程度になるのではないかということがございますが、

これを放置しますと、実際には有効な活用ができない、滞納がそのまま進んでいくということもございますので、県営住宅の有効活用という点から、本当に困っている者を入れるという適正な管理ということから、この裁判を続けるものでございます。

○伊沢昌弘委員 わかったような、わからないような。確かに居座る、それから滞納している。保証人も含めていろいろ上がっている。しかし、最終的には和解にいて、それは分割を含めてやってくれというのは、先ほどの、私も経過を聞きたかったのですけれども、何件かはうまくいっていないものもあると。

こういうふうなものですから、ここに今出てきているものは十何件のものですが、前にもお聞きしたことがあったかと思うのですが、指導を含めて1カ月、2カ月たった段階からきちっとした対応をしていくということが根本だと思うのです。6カ月とか12カ月たまって、そして20万円、50万円と、いろいろやり方を含めてあるのですが、今この担当と申しますか、当たっている者については、たしか県直接ではなくて、委託、指定管理というような形でやっていると思うのですけれども、体制を含めてどのような形になって、今のままでいいのかどうかを含めて、そこの部分についての検討状況というのはどのような形になっているのでしょうか、その辺をちょっと教えてください。

○澤口建築住宅課総括課長 家賃の徴収体制でございますけれども、体制は、振興局の土木部の管理課が担当してございます。基本的には管理課です。

そのほか指定管理者でございます岩手県建築住宅センターが滞納督促、臨戸訪問の業務、そういうもので対応しております。建築住宅センターの方では、全県の県営住宅に嘱託員、指導員を配置しまして、これは元警察職員という方ですが、3人を配置して、生活指導等、徴収に当たっているということがございます。

現行の滞納対策につきましては、基本的には滞納の早期把握とか早期対処、それから反復指導、そこら辺を措置しております、手順で申しますと、まず1カ月以上滞納のものについては督促状を送付していくと。それから、また1カ月以上滞納も、同じように電話で指導しております。それから臨戸訪問、これは3カ月以上滞納の者については臨戸訪問して指導を行っておりますし、場合によっては職場訪問という形でもやっております。

それから、なかなか会えない場合もありますので、不在時には呼び出し文書を置いてくるという形でやっておりますし、それから平成16年度からは、滞納家賃が6カ月に達した入居者の連帯保証人に対しまして、家賃滞納の請求も行ってございます。

また、平成16年度から連帯保証人の請求に加えまして、先ほどもお話ししました納入指導員を全県に配置する。それから、納入者への指導強化月間というものを設けまして、5月、9月、それから一昨年度までの12月もやっておりましたが、これは滞納者に対して、各振興局2人1組で回って歩くということを5月、9月に実施してございます。

あとは、平成16年度から職員による直接収納、これは出納員に指定してございますが、現場に行きますと、今だったら払うと。振り込みはしないけれども、今だったら払うという人もいますので、その人に納入していただくというふうに、ずっとそれを繰り返して

ございます。それで、今みたいな形で繰り返しまして、会ってくれないとか、支払う意思がないとかという方に対しては、滞納状況、そういうものを分析した上で訴訟の提訴ということになってございます。

先ほどお話ししましたように、訴訟の提起は支払う意思がないというような者に対してやっておりますし、和解につきましては、分割して払いますよというような方には和解をするという形で進めております。

○伊沢昌弘委員 えらい苦勞されているようであります。

収入が、例えばいろいろな意味で、手続で減免というのも含めてあるやに聞いているわけですが、ここに出てくる方というのはそれをやらなかったと。実際、今のようなきめ細かな対応の中で、減免申請も含めてやっているという、そういうケースについてはどのような状態なのでしょう。これには直接関係ないですけれども、念のためにお伺いしたいと思います。

○澤口建築住宅課総括課長 減免の申請の制度がございまして、減免をする場合には条件がございまして、著しく収入が低額である場合、あるいは入居者、同居者が病気にかかっている場合、それから災害による著しい損害を受けたとき、それからこれらに準ずる特別の事情があるときという形で減免をしてございます。

減免につきましては、減免数は平成 17 年度でいいますと 728 件。728 件減免をしておりまして、5,500 万円ぐらいの減免額になってございます。

減免申請の手続につきましては、先ほど委員御指摘のとおり、減免を自分の方から申請しなければならない。それは、今までの方たちにも、収入がない場合には減免の申請をするように、あなたの場合はこれに該当するからとお勧めしておりますも、出てこないというのが現状でございます。減免の額等につきましては、10%から 100%まで、その収入に応じまして分かれてございまして、例えば 4 人家族で年収 188 万 8,000 円以下の場合には 90%減免とか、そういう形にもなってございますので、かなり手厚い保護というか、そういう形で処理しております、それについても申請が出てこない悪質な者については、今回提訴せざるを得ないという形で提案したものでございます。

○高橋雪文委員 私は、一般の不動産賃貸の契約の内容についてはよくわからないのですけれども、一般的に滞納が二、三カ月あると強制的な退去をさせられるような法律が、多分不動産の賃貸の契約の中にもあるのではないかと思うわけなのですけれども、もしそうであるならば、一般住民の救済みたいな意味が、この県営住宅にあるのはわかりますが、ある程度条例の改正をしてでも、民間のレベルと合わせたものも必要なのではないかなという思いも、ちょっと聞いていて思いました。

特に裁判費用に 50 万円かかって、しかも 50 万円しか回収できないと。確かに見せしめのような形にはなりますけれども・・・

(「弁護士のためにやっているのだ。」と呼ぶ者あり。)

○高橋雪文委員 そんな感じとは言いませぬけれども、いずれそういう、ちょっと常識では

考えられないような対応だろうと思います。この点にどういうふうな違いがあるのか、またどういうふうな今後対応すべきものなのか、その辺も含めてお知らせいただきたいと思います。

○澤口建築住宅課総括課長 民間との整合性ということでございますが、民間につきましては、何カ月滞納すれば出るというのは決まっていないと思います。最終的には裁判、民事訴訟法での考え方になろうかと思えます。

県営住宅条例では、3カ月以上滞納した者は退去させることができるという形がございますけれども、生活保護を受けている者とか、母子家庭とか、そういうものがございまして、できるだけ分割しても納入するよという形で指導しながら、どうしても払わないという分については提訴せざるを得ないのではないかなということ、ここまで御提案申し上げるについては、何十回となく担当が行ったり、そういう形で先ほどお話ししたように、繰り返し繰り返し指導しております、それができないということで、今回やむなく提訴したという形でございます。

○高橋雪文委員 減免措置について、先ほど細かく言っていたのですが、多分この対象の方も減免措置をされて積み重ねた金額ということなのかなという思いはあるのですが、私は減免措置は特例でありまして、算出の部分についてはもとの金額に戻して提訴すべきではないかなという思いもあるのですが、この点だけ聞いて終わります。

○澤口建築住宅課総括課長 今回減免している者は、ほとんどというか、少のうございます。といいますのは、減免を勧めてもしないと。減免を勧めてもしなくて、高い家賃は払う意思がないというようなものが多うございます。したがって、本来は安い家賃、減免の申請をすれば、本来安い家賃で滞納額がたまらないということは何度も御説明している状況でございますけれども、その申請すら出していただけないというのが多数でございます。

○工藤勝子委員 連帯保証人という言葉が出てきたわけですが、多分病院なんかに入院しても、2人の連帯保証人をつけなければならないはずなのですが、こういう住宅の関係でも連帯保証人は2名つけるということになっているのでしょうか。

それから、連帯保証人としての所得というものをきちんと精査して連帯保証人の印鑑をつけていただいているのか、その辺のところをもう一度お聞かせください。

○澤口建築住宅課総括課長 連帯保証人は1名ということでございます。連帯保証人につきましては、連帯保証人1名で、所得は、手元がありませんが、所得もそれなりに、ある一定の所得というものはあるはずでございます。

それから、連帯保証人に関しましても、いきなり連帯保証人に請求ということではなくて、3カ月ためた場合には連帯保証人に、あなたの保証している方はこのぐらいためております、それを順次連絡しながら、連帯保証人からも納入指導をしていただくということで、それがかなわない場合には連帯保証人に入居者と同様の請求をするという形で対応してございます。

○工藤勝子委員 ということは、このぐらいあるということは、この連帯保証人たちも支払

う意思がないということなのでしょうか。

○澤口建築住宅課総括課長 提訴した者につきましては、連帯保証人も支払う意思がないということでございます。

提訴しない者というか、これに出てくる前の者には、連帯保証人が全額支払っていると。例えば先ほどお話ししました振興局から提訴の出された案件では、連帯保証人が今までの滞納額を全部お支払いした。2月までの支払い額を全部お支払いした。その後、自分が居続けて払う意思がない、払わないというふうに明言している者もでございます。そういう者もでございますので、連帯保証人に支払っていただけるのであれば提訴はいたしません。

○工藤勝子委員 例えばサラ金などからお金を借りた場合は、そういった連帯保証人というのは払わなければならない。払う義務を持って印鑑をついているわけですから、この辺のところは、また今後の課題として、保証人が1人でいいのかというようなことも検討する余地があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○澤口建築住宅課総括課長 実は、連帯保証人の設定につきましては、平成16年度から実施しているものでございまして、まだいろんな制度等、不十分な面もあるかと思っておりますので、工藤委員のお話のように、検討してまいりたいというふうに思います。

○伊沢昌弘委員 訴えを起こして結審といいますか、そういう期間というのはどのぐらいなのですか。その間も家賃は増えていくと思うのですけれども、最終的には結審をして、最終的に分割に応じると。その時点までの家賃が上積みをされた形で和解の部分になるのでしょうか。長ければ長いだけ大変なことになるとは思いますが、ちょっと念のために教えてください。

○澤口建築住宅課総括課長 明け渡し請求は、こういう訴えの前にしているわけです。明け渡し請求はしていて、明け渡しをしないために訴えるという形になってございますので、そうすると、明け渡しをしない間というのは、家賃というよりも、家賃相当額というか、別の金銭、先ほど御説明しました家賃とは別の形で束ねるわけです。明け渡ししない場合は、基本的には、我々周辺家賃の同等額という形になっておりますが、それをいただくということになります。

それから、裁判の期間でございますけれども、御審議いただいているものは最終的に大体1年ぐらいで、結審はすぐできますけれども、代執行に行くまでには、大体そこら辺までかかる。その前に、自主的に退去してくださいとか、行き先を見つけなさいというような形でやってございます。

○及川幸子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり。)

○及川幸子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり。)

○及川幸子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり。)

○及川幸子委員長 御異議なしと認めます。

よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって県土整備部関係の議案の審査を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

○新居田弘文委員 1つお伺いします。いよいよ冬到来ということで、ことしも除雪の心配をされるわけですが、去年ですと、2月補正で23億円手当てしました。ことしの当初予算ですと10億円ですが、これは降ってみないと何ともわかりませんが、今の状況、体制等について、当然ちゃんとやっていると思いますが、その辺の状況についてお聞きしたいと思います。

それから、もう一つは、この間福島の方が新聞に載っていますが、業者に委託してもなかなか引き受けてもらえないという記事にも載っていますが、岩手県の場合、その辺の状況はどうなのでしょう。その2点お伺いします。

○中野道路環境課総括課長 除雪の体制についての御質問ということですが、昨年の、平成18年豪雪を踏まえまして、市町村を初め御意見をいろいろお聞きしてまいりました。今年度につきましては、体制をゼロベースから検討し直しまして計画を練ってきたところでございます。

当初予算につきましては、従前どおり約10億円でございまして、委員お話しのとおり、降ってみなければわからないというところもありますので、体制だけは固めたというつもりで取りかかろうとしてございます。

昨年との違いは、市町村との協働、連携ということを、従前の項目にさらに加えまして検討させていただいております。

それから、委託業者の関係でございすけれども、おおむね昨年と同様の数でございす。約300の業者でございすけれども、振興局によっては途中経過もございすけれども、順次契約に向けて作業しているところでございす。

○及川幸子委員長 ほかに何かありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり。)

○及川幸子委員長 なければ、これで本日の審査を終わります。

執行部の皆様、大変早かったのですが、退席されて結構でございます。御苦勞様でございます。

委員の皆様には、次回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ちいただきたいと思ひます。

次に、次回の委員会運営についてお諮りいたします。

次回、1月に予定しております閉会中の委員会でございますが、所管事務の調査を行いたい

と思います。

調査項目については「平成 18 年災害の概要について」を調査いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり。）

○及川幸子委員長 それでは、そのように決定いたします。

なお、詳細については当職に御一任願います。

なお、継続調査と決定した本件につきましては、別途議長に対し、閉会中の継続調査の申し出を行うことにしますので、御了承願います。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。